

判決年月日	平成 1 8 年 9 月 2 8 日	担 当 部	知的財産高等裁判所 第 1 部
事 件 番 号	平成 1 8 年(ネ)第 1 0 0 0 7 号		
○ 特許権侵害訴訟においては、特許発明の特許請求の範囲の文言が一義的に明確なものであるか否かにかかわらず、願書に添付した明細書の発明の詳細な説明の記載及び図面を考慮して、特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈すべきものであるとして、この趣旨に従って特許請求の範囲の記載に基づく特許発明の技術的範囲の解釈を行い、被控訴人製品が本件特許発明の技術的範囲に属しないとされた事例			

（関連条文） 特許法70条1項，2項

本件は，発明の名称を「図形表示装置及び方法」とする本件特許発明の特許権を有する控訴人（一審原告）が，携帯型ゲーム機（被控訴人製品）を製造販売する被控訴人（一審被告）に対し，上記特許権の侵害を理由に損害賠償を求めた事案である。原審は，被控訴人製品が本件特許発明の技術的範囲に属するとは認められないとして，控訴人の請求を棄却し，本判決も，以下のとおり判示して，控訴人の控訴を棄却した。

まず，控訴人の「従来技術から明確になる事柄については，発明の詳細な説明の記載等により限定して解釈すべきではないとし，本件特許発明において，その特許請求の範囲は，従来技術を考慮すれば，当業者にとって，一義的に明確なものであるから，何ら限定解釈を加える理由はないのであって，本件特許発明の技術的範囲を限定的に解釈した上で，被控訴人製品が本件特許発明の構成要件を充足しないとした原判決の認定判断は誤りである」との主張に対し，本判決は，特許権侵害訴訟においては，「当該特許発明の特許請求の範囲の文言が一義的に明確なものであるか否かにかかわらず，願書に添付した明細書の発明の詳細な説明の記載及び図面を考慮して，特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈すべきものと解するのが相当である。」，「特許請求の範囲の記載に基づく特許発明

の技術的範囲の解釈に当たって、何よりも考慮されるべきであるのは、公開された明細書の発明の詳細な説明の記載等であって、これに開示されていない従来技術は発明の詳細な説明の記載等に勝るものではない。仮に、控訴人主張のとおり、特許発明の技術的範囲の解釈において、従来技術から明確になる事柄については、それ以上発明の詳細な説明の記載等により限定して解釈すべきではないとすることが許されるならば、発明の詳細な説明の記載等とは無関係に、特許請求の範囲の解釈の名の下に、随意に新たな技術を当該発明として取り込むことにもなりかねず、このような結果が、上記発明の公開の趣旨に反することは明らかである。」と判示した。

次に、本件特許発明の特徴に係る主張について、「控訴人の上記主張は、要するに、本件特許発明1において、ピクセルとキャラクタ（文字、図形）を走査線でスライスした単位とを1対1に対応させるのではなく、ピクセルとキャラクタ（文字、図形）自体を1対1に対応させるというものであるところ、本件明細書の発明の詳細な説明の記載等を開示されているのは、ラスタスキャン方式を前提とした技術であり、本件明細書の発明の詳細な説明には、唯一の実施例として、上記のとおり、縦横複数個よりなるピクセルで表示されるブラウン管の表示内容に対応するマップ部から斜めに一つずつ、『ナウ』、及び、『ネクスト』又は『バック』が読み出され、これが繰り返されることによって文字が回転した図形が表示されることが開示されているのみであって、まして、ピクセルとキャラクタ（文字、図形）自体を1対1に対応させているなどといった技術に関する記載を発明の詳細な説明及び図面中に見いだすことはできない。」とし、続いて、本件特許発明の「読出順序データ」の解釈について、「控訴人の上記主張は、要するに、本件特許発明において、ピクセルとキャラクタ（文字、図形）自体を1対1に対応させているというものであることを前提として『読出順序データ』を解釈しているものであり、その前提が誤りであることは、上記3に判示したところである」のみならず、本件特許発明の「読出順序データ」の技術的意義について検討すると、「本件特許発明1にいう『読出順序データ』とは、一つの文字コードを走査線でスライスされた行データであり、図形に回転を与えた場合には、二つの文字コードにまたがってアクセスが行われ、そのおのおのが『読出順序デー

タ』として読み出されるもの」であるとし、「そうすると、被控訴人製品は、本件特許発明 1 にいう『読出順序データ』を具備していないから、その余の点について検討するまでもなく、本件特許発明 1 の構成要件 B の『前記第 1 の読出信号を前記マップに供給して該マップより読出順序データを得、該図形データによって図形表示を行う図形表示装置であって、』，構成要件 C の『前記図形発生手段は、ピクセル単位で、前記区域毎の独立した表示内容の読出順序データを受けて該読出順序データに対応する図形データであって前記第 2 の読出信号によって特定されたピクセルデータを得、図形を回転表示する』との要件をいずれも充足しないことが明らかである。」と判示して、被控訴人製品が本件特許発明の技術的範囲に属するとの控訴人の主張を排斥した。